

ご利用にあたって

【平成 24 年経済センサスー活動調査について】

1. 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とします。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）によって実施される基幹統計調査です。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について実施しました。

- ① 大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

4. 調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日現在で実施しました。

5. 調査事項等

総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により実施しました。

6. 調査の方法

知事が任命する統計調査員が調査票を事業所に配布し直接回収する調査員調査と行政機関から直接調査票を郵送し、郵送またはオンラインで回収する直轄調査によって実施しました。

本編【三重の工業－平成 24 年経済センサスー活動調査（製造業）結果－】について

1. 目的

三重県の製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

2. 利用上の注意

- (1) 「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の産業別集計（製造業）の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものです。

- ・従業員 4 人以上の事業所であること
- ・事業所の所在地が三重県内であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、「活動調査」の産業横断的集計の製造業の調査結果とは異なっています。また、総務省および経済産業省から公表されるものとは異なる場合があります。

(2) 「平成23年」の数値は「活動調査」、「平成22年」以前の数値は「工業統計」です。
 調査結果のうち、売上(収入)金額、費用等の経理事項は、「活動調査」は平成23年1年間、「工業統計」は調査年1年間の数値です。また、経営組織、従業員数等の経理事項以外の事項は、「活動調査」は平成24年2月1日現在、「工業統計」は調査年の12月31日現在の数値です。

(3) 各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入しました。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」としました。また、増減は、数値がマイナスのものは「-」で表しました。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としました。秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。

(4) 地域別区分 (平成24年2月1日現在)

- ①北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- ②中南勢地域 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
- ③伊勢志摩地域 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- ④伊賀地域 名張市、伊賀市
- ⑤東紀州地域 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(5) 産業分類の略称

産業中分類について次のとおり名称を省略して用いたところがあります。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	26 生産用機械器具製造業	生産用
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

6. 統計表等に用いた用語

- (1) 従業者数 調査時点の常用労働者（有給役員を含む。）数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計です。
※本年は、「活動調査」の有給役員数、常用雇用者数、出向・派遣受入者数、個人事業主及び無給家族従事者数（調査時点：平成24年2月1日）との合計です。
- (2) 現金給与総額 1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給等）と、特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与の合計額です。
※本年は、「活動調査」の人件費及び人材派遣会社への支払額（平成23年1月から12月までの1年間）です。
- (3) 原材料使用額等 1年間における原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額を含めた総額であり、消費税額を含んだ額です。
※本年は、「活動調査」の原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額（平成23年1月から12月までの1年間）です。
- (4) 製造品出荷額等 1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んでいます。
※本年は、「活動調査」の製造品出荷額、加工賃収入額、製造業以外の収入額（特掲）（平成23年1月から12月までの1年間）の合計です。
- (5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりです。
- ア. 生産額＝製造品出荷額＋加工賃出荷額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）
 - イ. 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額
 - ウ. 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

【本書の内容についての問い合わせ先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部 統計課 農水・商工統計班
電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046